

## ◆補償の対象となる範囲◆

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定の要件を満たすときに労働保険から給付が行なわれます。

### ① 業務災害

保険給付の対象となる災害は、一定の業務（業務遂行性）を行っていた場合に限られています。次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

- 請負契約に直接必要な行為を行なう場合
- 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行なう場合
- 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行なう場合
- 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行なう場合
- 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行なう場合

### ② 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われます。

## ◆補償の対象となる範囲◆

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行なわれるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

保険給付の種類	支給事由	給付内容
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、それ以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合	休業の4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%が、また、休業特別支給金として20%相当額が支給されます。
障害補償給付 障害給付	〈障害(補償)年金〉 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に、障害等級第1級から第7級に該当する障害が残った場合 〈障害(補償)一時金〉 第8級から第14級に該当する障害が残った場合	〈障害(補償)年金の場合〉 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は131日分が支給されます。 〈障害(補償)一時金の場合〉 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は56日分が支給されます。 また、障害特別支給金が第1級342万円～第14級8万円が一時金として支給されます。
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は277日分、第3級は245日分が支給されます。 また、傷病特別支給金が第1級は114万円、第2級は107万円、第3級は100万円が一時金として支給されます。
遺族補償給付 遺族給付	〈遺族(補償)年金〉 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります) 〈遺族(補償)一時金〉 ①遺族(補償)年金を受給資格をもつ遺族がいない場合②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け取る方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が基礎給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〈遺族(補償)年金の場合〉 遺族の人数によって支給される額が異なります。 〈遺族(補償)一時金の場合〉 左欄①の場合は給付基礎日額の1000日分、②の場合は1000日分からすでに支給された年金の合計額を差し引いた額が支給されます。 また、遺族特別支給金300万円が一時金として支給されます。
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行なう場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	〈常時介護の場合〉 介護費用として支出した額(最高限度額104,290円～最低保障額56,600円)が支給されます。 〈随時介護の場合〉 介護費用として支出した額(最高限度額52,150円～最低保障額28,300円)が支給されます。 介護の費用を支出していない場合または支出した額が最低保障額を下回る場合には、一律にその最低額が支給されます。